地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書の提出について

本市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者 周南市議会企画総務委員会 委員長 吉 平 龍 司

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書

モーターボート競走事業施行者は厳しい経営環境の下、より健全なモーターボート競走事業の経営を目指し、ファンサービスの向上はもとより、各種業務の効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進してきたところでありますが、平成3年度の2兆2千億円の売上をピークに大幅に減り続け、近年では、ピーク時の約4割、9千億円まで減少しており、繰出金の額が大幅に減少し、繰出金を出せない団体も多い状況であります。また本年4月からは消費税が8%に引き上げられ、今後更なる消費税増税が示唆されていることから、本来の法目的である施行者の地方財政への寄与という事業の存立根拠も危うい状態となり、競走事業の存廃問題に繋がる恐れがあります。

地方公共団体金融機構への納付金制度については、昭和45年度に創設されたものでありますが、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものでありますが、その後、累次にわたり期限延長されてきております。

モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約5千百億円、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9千億円以上と膨大な金額にのぼり、十分に所期の目的は達せられたと考えております。

こうしたことから、総務省におかれましては、次の事項を実現されるよう強く要請いたします。

1 地方公共団体金融機構納付金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

山口県 周南市議会